資料２－１－２（公開版）

令和６年２月２６日　風力部会資料

盛　岡　築　川　風　力　発　電　事　業
環　境　影　響　評　価　方　法　書

補　足　説　明　資　料

令和6年2月

株式会社タカ・クリエイト

風力部会　補足説明資料　目 次

目次

1. 風力発電機の概略図について【平口顧問】【方法書 p. 8】 1
2. 風力発電機の概略図について【近藤顧問】【方法書 p. 8】 1
3. 風車間の管理用道路について【平口顧問】【方法書 p. 12】〔非公開〕 2
4. 工事による排水（雨水排水）について【水鳥顧問】【方法書 p. 13】 2
5. 工事中の排水についてについて【岩田顧問】【方法書 p. 13】 2
6. 風配図の風況マップ地図上の位置について【近藤顧問】【方法書 p. 20】 2
7. ページ下の注の記載について【近藤顧問】【方法書 p. 39】 4
8. 主要な河川の状況について【水鳥顧問】【方法書 p. 44】 4
9. 水象の状況について【岩田顧問】【方法書 p. 44】 4
10. 現存植生図、植生自然度図について【鈴木顧問】【方法書 p. 88～90】 4
11. 環境類型区分について【鈴木顧問】【方法書 p. 100】 5
12. 食物連鎖模式図について【鈴木顧問】【方法書 p. 102】 6
13. 食物連鎖模式図について【佐藤顧問】【方法書 p. 102】（新規追加質問） 6
14. 自然関係法令等について【鈴木顧問】【方法書 p. 164～168】 8
15. 森林法に基づく保安林について【鈴木顧問】【方法書 p. 174、175】 9
16. 風況観測地点について【近藤顧問】【方法書 p. 203】 9
17. 水の濁り予測における降水量の設定について【水鳥顧問】【方法書 p. 205】 11
18. 水環境の調査位置（SS 及び流れの状況）について【平口顧問】【方法書 p. 208】 11
19. 水質調査地点について【河村顧問】【方法書 p. 208】 11
20. 底生動物相の調査について【岩田顧問】【方法書 p. 213】 11
21. 夜間の鳥類調査について【阿部顧問】【方法書 p. 217】 12
22. 魚類・底生動物調査地点について【河村顧問】【方法書 p. 228】 12
23. 猛禽類、渡り鳥の調査定点からの可視範囲について【阿部顧問】【方法書 p. 229、230】 12
24. ポテンシャルマップについて【阿部顧問】【方法書 p. 232】 12
25. 騒音による生息環境の悪化について【阿部顧問】【方法書 p. 233】 12
26. 植物の調査位置について【鈴木顧問】【方法書 p. 238】 13
27. 上位性種について【阿部顧問】【方法書 p. 241】 13
28. 典型性種について【阿部顧問】【方法書 p. 241】 14
29. トレッキングルートの改変の可能性について【近藤顧問】【方法書 p. 260】 14
30. 二酸化炭素排出削減量について【平口顧問】 14
31. 陸産貝類の調査について【河村顧問】 14
32. （追加）大気環境（騒音及び超低周波音、振動）の調査位置について【方法書 p. 191】 . 14

別添資料一覧

別添 1：騒音、超低周波及び振動調査位置〔非公開〕

1.風力発電機の概略図について【平口顧問】【方法書 p.8】
　一般的な風車に比べ、地面からブレード下端までの高さが 61.5m と高くなっていますが、このように計画しているのは何故でしょうか。

　現在現地において風況観測を実施中ですが、事業性の観点からは極力発電量の向上を図りたいと考えており、可能なハブ高さの最大値 120m としております。このため地面からブレード下端までの高さが 61.5m となっています。

2.風力発電機の概略図について【近藤顧問】【方法書 p.8】
　図 2.2-2 で地面からブレード下面までの高さが 61.5m ですと、左図のローターはもう少し小さくなるのではないでしょうか（ハブ高さの 1/2 より小さい）。

　風力発電機につきましては、機種、ハブ高さ等を最終決定しているわけではございませんので、あくまで“概略図”としてお示ししております。このためローター径とハブ高さの比率が正確ではない部分がございましたが、図 1 に比率を修正した図面をお示しします。

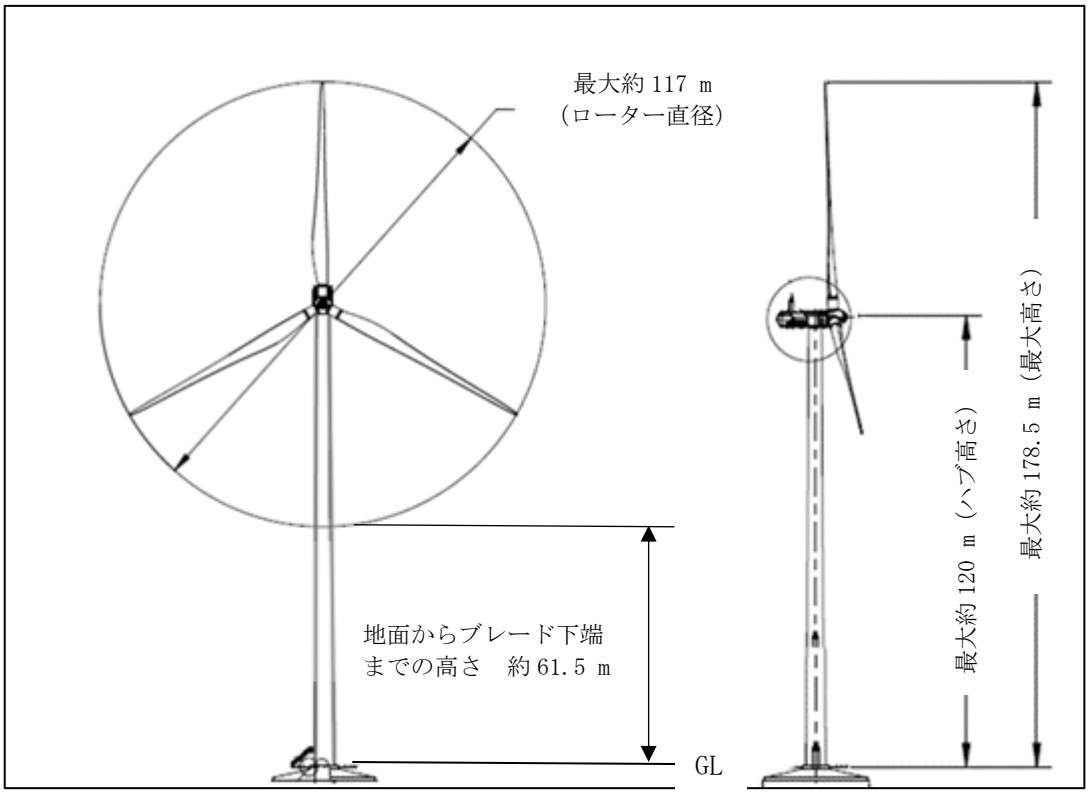

図 1　風力発電機の概略図

3.風車間の管理用道路について【平口顧問】【方法書 p.12】〔非公開〕

風車間の管理用道路は既設の道路が使えるのでしょうか。既設・新設道路の延長距離をお示し下さい。

※現時点で既設・新設道路の設計を進めておりますが、確定ではないため、図面・延長距離等資料は非公開とさせて頂きます。

4.工事による排水（雨水排水）について【水鳥顧問】【方法書 p.13】

準備書においては、風力発電機設置ヤードだけでなく、道路工事区域や土捨て場等を含めた雨水排水対策を、できるだけ具体的に記載・説明してください。

今後、事業計画、造成計画を詳細に進める過程において、風力発電機設置ヤード、道路工事区域や土捨場などを含めた雨水排水対策を検討し、準備書においては極力詳細に記述いたします。

5.工事中の排水についてについて【岩田顧問】【方法書 p.13】

準備書ではコンクリート打設時の排水等の環境影響を生じる可能性のある排水についても記述することを御検討下さい。

今後、事業計画、造成計画を詳細に進める過程において、コンクリート打設時のアルカリ排水への対応についても検討を加え、準備書において記述いたします。

6.風配図の風況マップ地図上の位置について【近藤顧問】【方法書 p.20】

右上の風配図等はどこの位置であるか示すか、マップに経緯度を入れてください。

図 2 に、緯度経度を入れました図をお示しします。

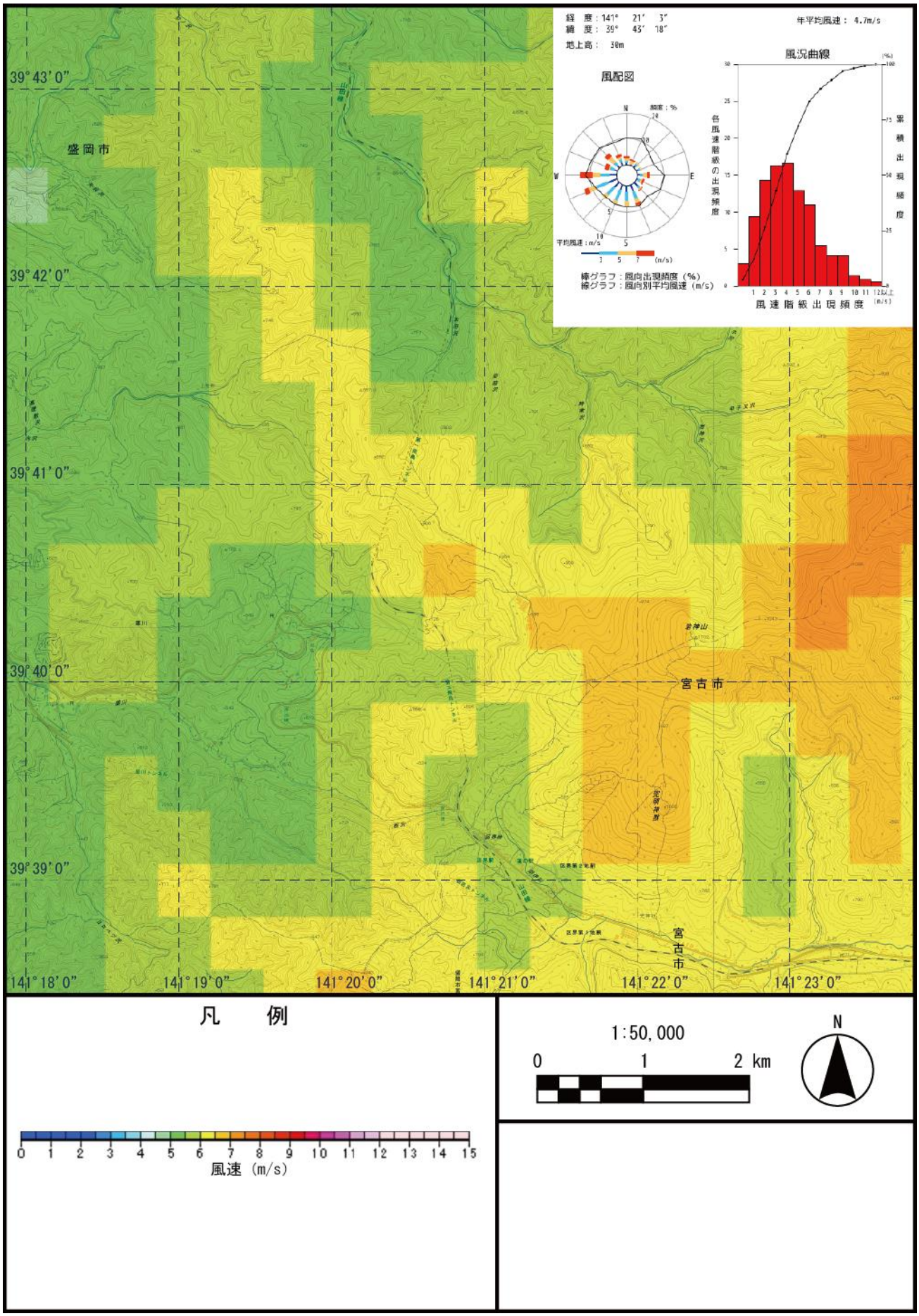

図 2　風況の状況（緯度経度グリッド表示）

7.ページ下の注の記載について【近藤顧問】【方法書 p.39】
　ページ下の注の記載には注番号をつけたほうがよいのではないでしょうか。

注番号（「注:1」等）は、必要に応じ表の下段に用いていますが、本文ページ下段の脚注には番号を付し、対応する本文箇所には上付き文字で番号を記載する方法としております。ご理解頂ければと存じます。

8.主要な河川の状況について【水鳥顧問】【方法書 p.44】
　沢筋の所在は濁水到達推定結果の評価に大きく影響しますので、現地調査において地元ヒアリングを含め、新たな沢筋の調査をお願いします。

現地踏査において、地形図上では明らかとなっていない常時水流の沢筋等が存在するか、把握に努めます。

9.水象の状況について【岩田顧問】【方法書 p.44】
　閉伊川は 2 級河川ではありませんか。

閉伊川は 2 級河川ではありますが、対象事業実施区域の周囲の範囲は指定区間外となっているため、普通河川として記載しております。

10.現存植生図、植生自然度図について【鈴木顧問】【方法書 p.88～90】
　図の下から 3 分の 1 辺りで隣接する凡例の境界が直線になっている。おそらく上下で植生図の図幅が異なるためと思われるが、要するに本来は同じである植生単位が、図幅により互いに異なる植生凡例とされている、あるいは大きさが異なるため、接合部で不整合を起こしている。そのため、境界線部分の隣接凡例は、現存植生図は別凡例として、植生自然度図では異なる凡例違いというだけではなく、ランクの違い、すなわち質の違いとして表されてしまっているのでご注意いただきたい。例えば、現存植生図では上図と下図の順で、22（牧草地）と 26（畑雑草群落）、11（ミズナラ群落（V））と 7（キタコブシ－ミズナラ群集）が隣接している。植生自然度では、前者は互いに同じランク 4 であるが、後者の場合は上図がランク 7，下図がランク 8 となって自然度の評価が異なっている。
　したがって、p.90 の植生自然度図は上述のことを明記した上で補正した図をお示しいただきたい。また、この図 3.1-26 の表題が「文献その他の資料調査による現存植生図（植生自然度）」となっているが、現存植生図をもとに転化して作成された植生自然度図であるので、「現存植生図（植生自然度）」とせずに「植生自然度」とした方が良い。

現存植生図については環境省の公開データ（GIS データ）を使用しております関係で、方法書掲載のとおりとなっております。ご指摘のとおり接合部で不整合を起こしているかと思いますが、文献調査の特性上そのままの表記とさせていただいております。現存植生図につきましては、現地調査実施後、準備書以降において現地調査結果としてお示しさせていただきますので、植生自然度についても同様にお示しいたします。

図 3.1-26 の表題については、ご指摘のとおり「文献その他の資料調査による植生自然度」に準備書以降で修正いたします。

11.環境類型区分について【鈴木顧問】【方法書 p.100】

自然林に渓畔林のジュウモンジシダーサワグルミ群集があり、河辺林としてヤナギ高木群落（Ⅳ）、ヤナギ低木群落（Ⅳ）、ヤマハンノキ群落がるが、サワグルミ林も河辺植生には違いなく、ヤナギ林は自然植生として植生自然度 9 で示されている。区分の類型基準が重複していると思うが。

ご指摘のとおり、現区分では重複する必要がございます。なお、以下の区分に修正をいたします。

No.	環境類型区分	植生区分
1	自然林	チシマザサーブナ群団
2	二次林	ブナーミズナラ群落、キタコブシーミズナラ群集、コナラ群落（Ⅴ）、ホソバヒカゲスゲーコナラ群集、シラカンバ群落、ミズナラ群落（Ⅴ）、ケヤキ二次林、ダケカンバ群落（Ⅴ）、アカマツ群落（Ⅴ）
3	植林地	スギ・ヒノキ・サワラ植林、アカマツ植林、カラマツ植林、その他植林（常緑針葉樹）
4	草原・低木林	ササ群落（Ⅴ）、ススキ群団（Ⅴ）、伐採跡地群落（Ⅴ）
5	河辺（自然林）	ジュウモンジシダーサワグルミ群集、ヤナギ高木群落（Ⅳ）、ヤナギ低木群落（Ⅳ）、ヤマハンノキ群落
6	耕作地等	牧草地、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落、果樹園、畑雑草群落、水田雑草群落、放棄水田雑草群落
7	市街地等	市街地、緑の多い住宅地
8	河川・池沼等	開放水域

12. 食物連鎖模式図について【鈴木顧問】【方法書 p. 102】

それぞれの環境類型区分・植生・生産者・下位消費者との連鎖関係の矢印が単純すぎる印象があるので、一考願いたい。

食物連鎖図については、再度内容を精査し、以下に修正をいたします。

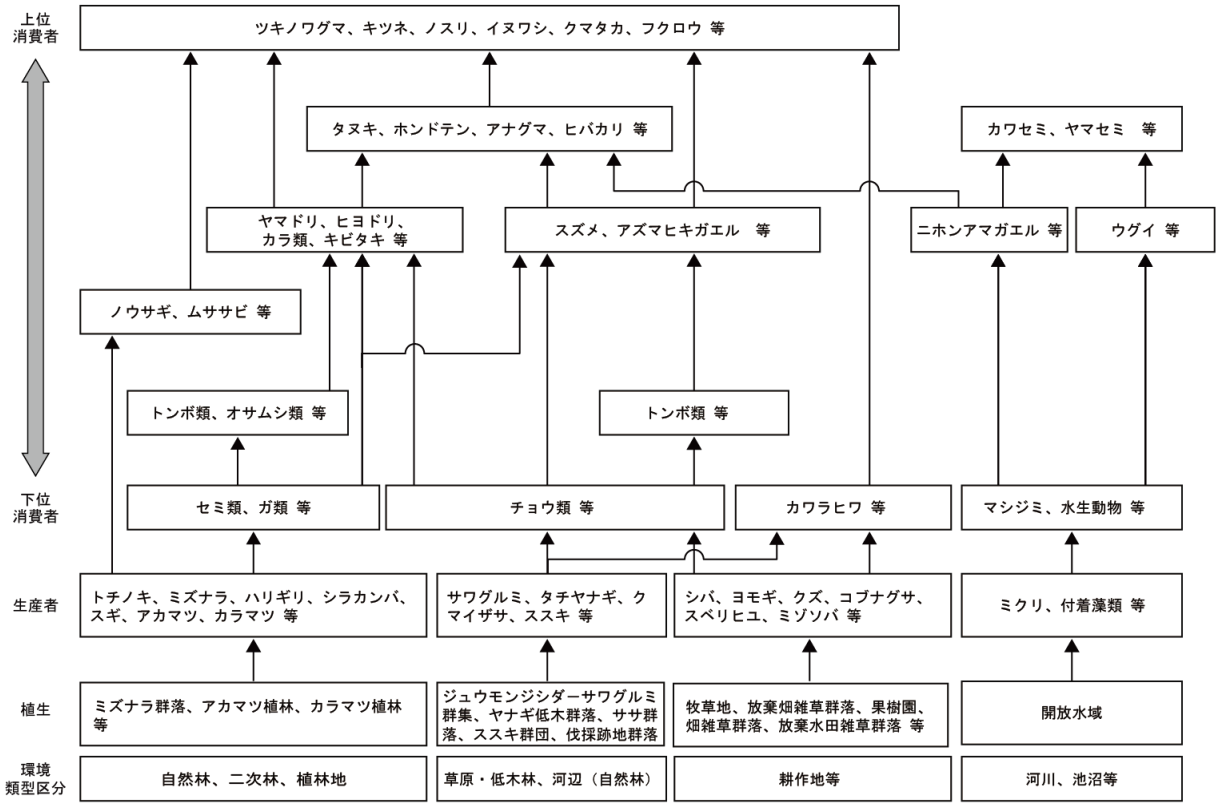

13. 食物連鎖模式図について【佐藤顧問】【方法書 p. 102】（新規追加質問）

図 3.1-29 食物連鎖模式図において、「タヌキ、ホンドテン、アナグマ、ヒバカリ等」が「ヤマドリ、ヒヨドリ、カラ類、キビタキ等」および「スズメ、アズマヒキガエル等」より上位消費者として示されていますが、ヒバカリが鳥類を捕食することはほとんどないので、タヌキ等哺乳類 3 種とヒバカリを分けて表示したらいかがでしょうか。

食物連鎖図については、ご助言を踏まえ、ヒバカリをタヌキ等の哺乳類と分割し、以下に修正をいたします。

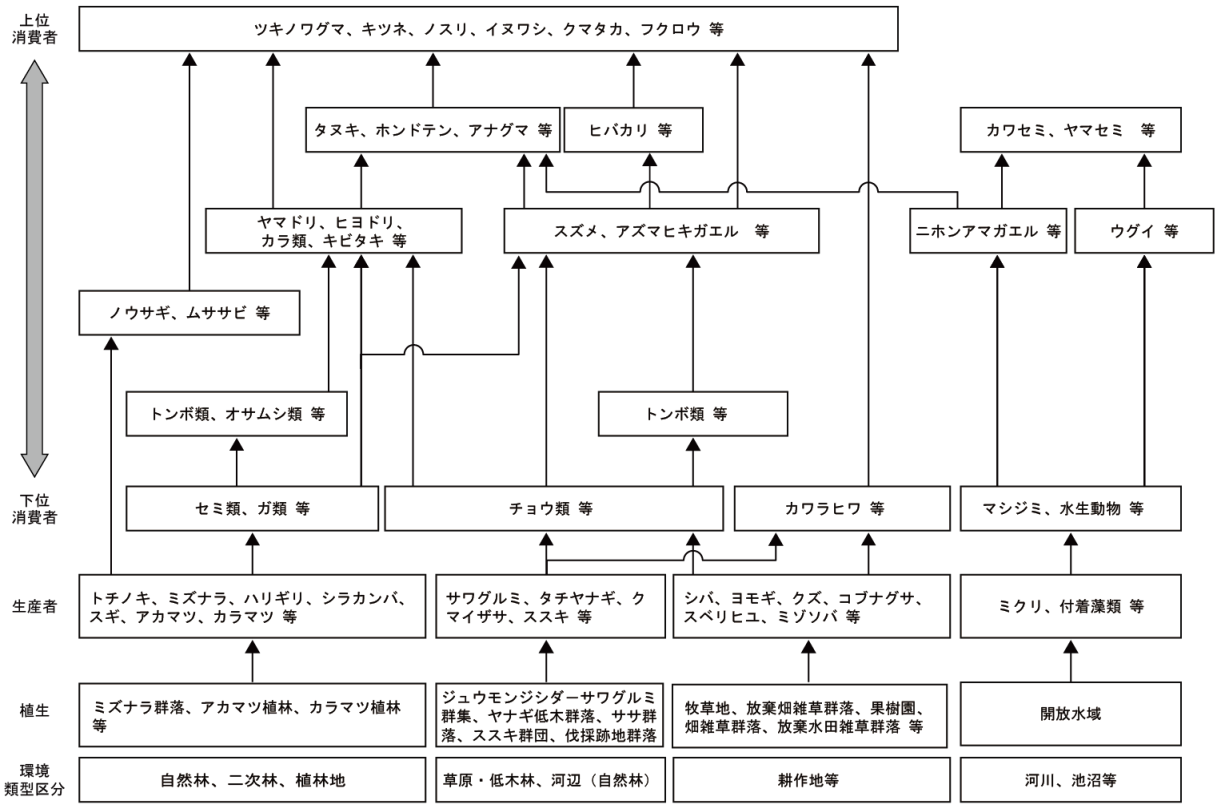
上位
消費者
ツキノワグマ、キツネ、ノスリ、イヌワシ、クマタカ、フクロウ 等
タヌキ、ホンドテン、アナグマ 等
ヒバカリ 等
カワセミ、ヤマセミ 等
ヤマドリ、ヒヨドリ、
カラ類、キビタキ 等
スズメ、アズマヒキガエル 等
ニホンアマガエル 等
ウグイ 等
ノウサギ、ムササビ 等
トンボ類、オサムシ類 等
トンボ類 等
下位
消費者
セミ類、ガ類 等
チョウ類 等
カワラヒワ 等
マシジミ、水生動物 等
生産者
トチノキ、ミズナラ、ハリギリ、シラカンバ、
スギ、アカマツ、カラマツ 等
サワグルミ、タチヤナギ、ク
マイザサ、ススキ 等
シバ、ヨモギ、クズ、コブナグサ、
スベリヒユ、ミゾソバ 等
ミクリ、付着藻類 等
植生
ミズナラ群落、アカマツ植林、カラマツ植林
等
ジュウモンジシダーサワグルミ
群集、ヤナギ低木群落、ササ群
落、ススキ群団、伐採跡地群落
牧草地、放棄畑雑草群落、果樹園、
畑雑草群落、放棄水田雑草群落 等
開放水域
環境
類型区分
自然林、二次林、植林地
草原・低木林、河辺（自然林）
耕作地等
河川、池沼等

14.自然関係法令等について【鈴木顧問】【方法書 p.164～168】

・②自然環境保全法及び岩手県自然環境保全条例に基づく保全地域について、図 3.2-14 に対象事業実施区域の南側が「区界高原自然環境保全地域」に含まれることが示されている。

しかし、方法書本文には「自然環境保全地域は表 3.2-37 及び図 3.2-14 のとおりであり」と記されているだけで、その内容についての説明が一切見当たらない。

本案件は、環境影響評価の評価方法書であるので、当該地域が置かれている自然環境や社会環境の入手可能な諸情報のもと、実施しようとしている本事業の適切な評価・位置づけに従って、自然や人々の生活に悪影響のない開発事業とするかが重要な課題となっている。したがって、本自然環境保全地域が「自然環境保全法」と「岩手県自然環境保全条例」に基づいてどのように設立され、自然環境に対する配慮や規制が取られているか等の基本的な内容と本計画との関係等を示すことが重要であると判断されるので、ご対応願います。

・同様に区域の指定のある、「⑤鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区」についても同様と考える。

・史跡・天然記念物として「カモシカ」があげられているが、これに関しては「動物」等で関連して示していただきたい。

対象事業実施区域の南側区域が、「区界高原自然環境保全地域」に指定されておりますが、指定内容としては、保全対象を地形、保全対象の具体的内容その他備考等では高原･特に残丘を含む準平原地となっております。（環境省 HP　都道府県自然環境保全地域内訳表　令和 5 年 3 月 31 日現在）

一方、地権者様、管理者様からは、かつてこの区域は「牧野⇒畑地⇒再び牧野」と土地利用が変遷し、過去より人為的な改変が行われてきたとご教示頂いております。本事業の実際の改変区域（風力発電機建設ヤード、工事用・管理道路建設、伐採等）は概ね尾根上の風力発電機を繋ぐ線上の区域の改変に限られると考えること、今後の現地調査等により現状の重要な保全対象をしっかりと把握した上で、「自然環境保全法」、「岩手県自然環境保全条例」等の指定状況に照らして、本事業実施による環境影響を実行可能な範囲でできる限り回避又は低減するよう検討し、関係部局との協議を十分行ったうえで、事業計画の詳細化を進めてまいります。

対象事業実施区域の南東端が、「宮古市区界高原鳥獣保護区」(森林鳥獣生息地)に指定されていますが、今後詳細化する改変区域は概ね風力発電機が連なる尾根上の改変に限られ、南東端の風力発電機付近までに限られると考えております。このため、現時点では「宮古市区界高原鳥獣保護区」に重なる可能性は低いと考えております。仮に区域に重なる計画となる場合は、関係部局との十分な協議を行ったうえで、事業計画に反映いたします。

「カモシカ」については、今後の図書におきましては、P.82 に下記の記述を追記いたします。

「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）によると、カモシカが特に区域を定めず指定されている。

表　天然記念物（動物）

区分	種類	名称	所在地
国	特別天然記念部	カモシカ	県下一円（特に区域を定めず）

15.森林法に基づく保安林について【鈴木顧問】【方法書 p.174、175】

対象事業実施区域の北側及びその周辺域には、「水源かんよう保安林」があることが示されているが、これについても簡単に解説をしていただきたい。特に対象事業実施区域の南側は、同保安林に接して上述の「区界高原自然環境保全地域」と一部に「宮古市区界高原鳥獣保護区」があり、対象事業実施区域は全域が保全地域か保安林に指定されている。法的にもこの地域は豊かな自然環境と生物多様性を有する地域となっている。当該計画実施にあたっての十分な拝領をお願いしたい。

対象事業実施区域の北側及びその周辺には、「水源かん養保安林」に指定されておりますが、風力発電機は極力保安林の縁辺部付近に配置し、改変区域が重ならないよう、あるいは重なった場合でもその面積を小さくするような事業計画を検討いたします。

また、「区界高原自然環境保全地域」が存在いたしますが、前述のようにこの区域はすでに人為的な改変が行われてきたと聞き及んでおりますことから、今後の現地調査等により現状の重要な保全対象をしっかりと把握した上で、事業計画との関係を十分精査し、環境影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減するよう検討し、関係部局との十分な協議を行った上で今後の事業計画に反映いたします。

「宮古市区界高原鳥獣保護区」につきましては、実際の改変区域は南東端の風力発電機付近までに限られると想定しており、改変区域が鳥獣保護区に重なる可能性は小さいと考えております。

16.風況観測地点について【近藤顧問】【方法書 p.203】

風況の観測地点はどこでしょうか。196 ページには図 4.2-1 内にあるように記載されていますが、わかりませんでした。

図 3 に、風況観測地点の位置をお示しします。

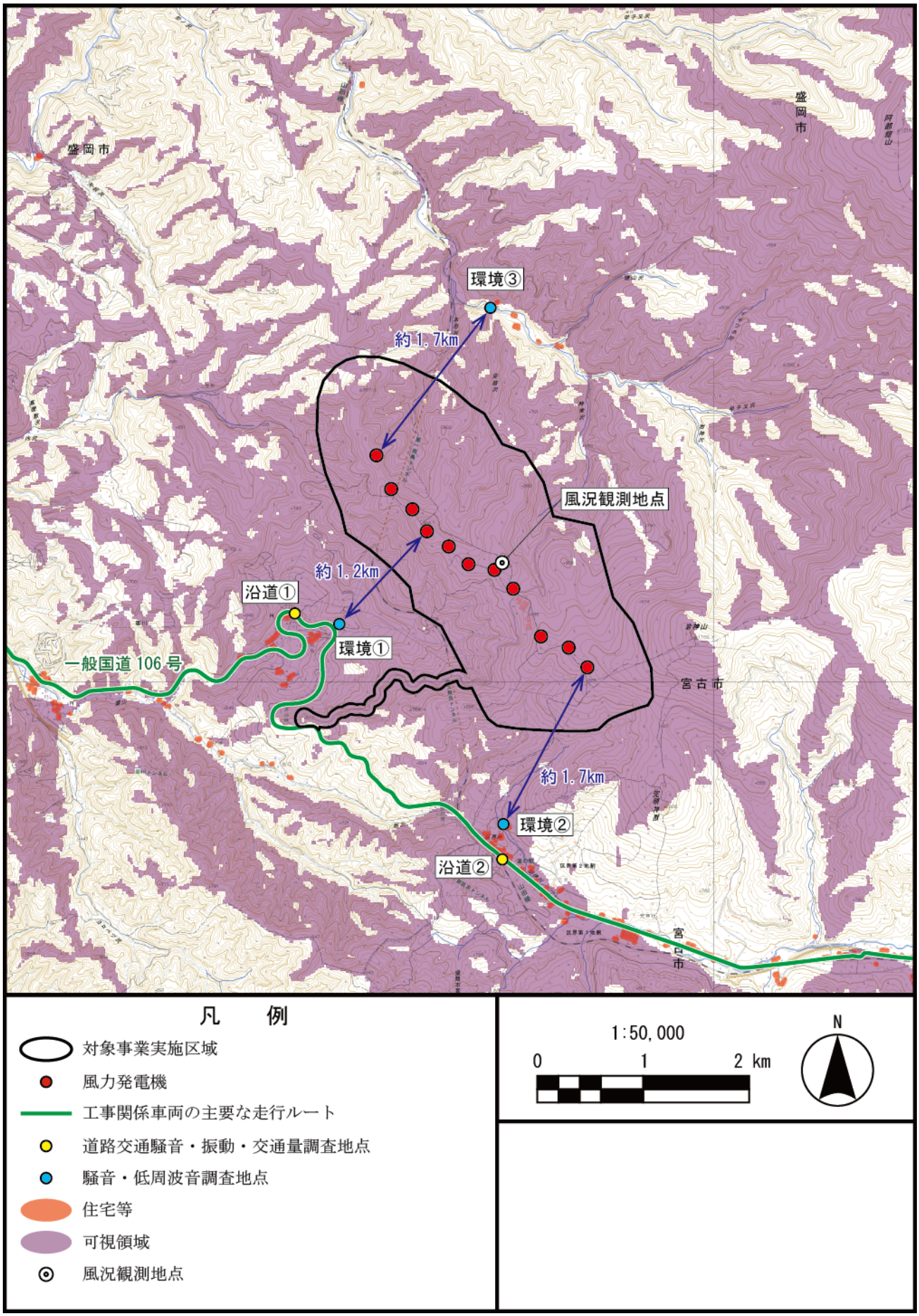

図 3　風況観測地点の位置

17.水の濁り予測における降水量の設定について【水鳥顧問】【方法書 p.205】

水の濁りの予測にあたっては、最近の気象状況を踏まえ、降雨時調査時の時間最大降雨量だけでなく、集中豪雨的な強雨時の降雨条件も検討していただきたい。

水の濁りの予測にあたっては、集中豪雨的条件も考慮するため、10 年確率雨量を用いた予測も行います。

18.水環境の調査位置（SS 及び流れの状況）について【平口顧問】【方法書 p.208】

・水質調査場所の位置、河川名、集水域が分かり易く書かれています。上水道（浅井戸）の取水位置や農業用水の利用河川が記されているとよりよいと思います。農業用水利用については、水質①の設定根拠に記載するのも一案かと思います。分かりやすい方法をご検討下さい。

・水質６の集水域に非常に多くのヤードが含まれています。水質６の上流（梁川および栃沢）に調査地点を増やすことにより、一つの集水域を小さくしてください。

今後の図書におきましては、調査地点設定の妥当性が判断できるよう、図に上水道（浅井戸）の取水位置や農業用水の利用河川の記載も加えることを検討したします。

ご指摘を踏まえ、水質⑥については、調査地点の北東側の飛鳥地区からの沢（名称不明）、東側からの栃沢、南東側から合流する沢（名称不明）の合流部（橋が存在）に設定しておりますが、再度詳細に現地確認を行い、橋は存在しないとしても、飛鳥地区からの沢の流路内に 1 地点、栃沢の流路内に 1 地点を確保できるか検討いたします。これにより対象事業実施区域からの流出には関係しない南東から合流する沢の集水域を分離することを検討いたします。

19.水質調査地点について【河村顧問】【方法書 p.208】

水質調査地点が 6 か所設定されていますが、11 基の風車のうち 9 基の設置予定場所を集水域に含む調査点である水質 6 が建設予定地点からかなり離れた下流に設定されています。現地の状況次第かと思いますが、もう少し上流域にできれば 2 本の河川（あるいは沢筋）それぞれに設定できませんでしょうか？　ご検討ください。

水質⑥については、ご指摘のとおり北東側の飛鳥地区からの沢（名称不明）、東からの栃沢、南東から合流する沢（名称不明）の合流部（橋が存在）に設定しておりますが、再度詳細に現地確認を行い、橋は存在しないとしても、飛鳥地区からの沢の流路内に 1 地点、栃沢の流路内に 1 地点を確保できるか検討いたします。これにより対象事業実施区域からの流出には関係しない南東から合流する沢の集水域を分離することを検討いたします。

20.底生動物相の調査について【岩田顧問】【方法書 p.213】

底生動物相について、文献その他の資料調査を予定されていますので特段の問題はないと思いますが、方法書段階で資料調査、整理されなかったのは何か理由がありますか。

文献その他の資料調査においては陸産貝類等の確認もあったため、底生動物も含めて「昆虫類以外の無脊椎動物」としてお示しいたしました。準備書以降においては第 3 章の記載について再検討いたします。

21.夜間の鳥類調査について【阿部顧問】【方法書 p.217】
　ミゾゴイ、フクロウ類等の夜行性鳥類を対象とした夜間の鳥類調査は任意観察調査とされておりますが徒歩によって行なうのでしょうか？受動型の録音装置等は用いないのでしょうか？

踏査による調査を予定しておりますが、IC レコーダーによる録音調査等につきましても検討いたします。

22.魚類・底生動物調査地点について【河村顧問】【方法書 p.228】
　水質調査地点と同様に、Ｗ６よりも上流に追加で調査点を設定できないでしょうか？特に調査点の設定されていない上流の支流の魚類相や底生動物相は下流とは異なる可能性があります。ご検討ください。

水質調査地点に関しましては、No.18 にも記載いたしましたが、より上流部への移動、調査地点の追加を検討いたします。併せて魚類・底生動物調査地点につきましても、ご意見を踏まえ再検討いたします。

23.猛禽類、渡り鳥の調査定点からの可視範囲について【阿部顧問】【方法書 p.229、230】
　猛禽類、渡り鳥の調査定点からの可視範囲を図示してください。

GIS 解析による視野範囲（可視範囲）を、猛禽類については資料編 資 17～資 31 に、渡り鳥については資料編 資 34～資 39 でそれぞれお示ししております。なお、現地調査実施後の視野範囲については、準備書においてお示しいたします。

24.ポテンシャルマップについて【阿部顧問】【方法書 p.232】
　改変による生息地の減少に対して、ポテンシャルマップの作成が鳥類のみとなっていますが、理由はなんでしょうか？

動物項目の影響予測及び評価フロー図の鳥類における「場合により、営巣適地影響の推定、採餌環境のポテンシャルマップを作成し予測を行う」の記載について、事業特性を踏まえ、鳥類についてはバードストライクの影響、営巣環境及び採餌環境が減少することによる営巣地放棄等の可能性を想定しておりますが、現地調査を進める中では、生態系項目の上位性注目種として選定した種とは異なる種の出現状況により、上位性を変更する可能性が考えられます。このような場合に、営巣適地環境の推定や採餌環境のポテンシャルマップを作成し、予測・評価を行うことを想定しております。なお、本案件においても、生態系の上位性注目種としてクマタカを選定しておりますが、イヌワシの出現状況によっては上位性注目種として変更し、対象事業実施区域における出現状況により動物項目でのクマタカにかかる営巣適地環境の推定や採餌環境のポテンシャルマップによる予測を行うことを想定しております。

25.騒音による生息環境の悪化について【阿部顧問】【方法書 p.233】
　④騒音による生息環境の悪化については、改変区域との重なりではなく、工事騒音の伝播範囲との重なりが重要なのではないでしょうか？

希少猛禽類については、工事の音による慣れが生じるとした事例があり、また、家畜に対しても、騒音による一時的な生産性が低くなるが慣れが生じてくるといった、事例があります。そのため、一

時的な影響としては小さいものと推測いたします。ただし、特に生態系の上位性注目種として選定したクマタカについては、営巣期において建設機械の稼働等により繁殖への影響が懸念されます。そのため、クマタカについては、行動圏解析における高利用域内において、建設機械の稼働時期や工事騒音の伝播範囲等について、予測評価を行うよう検討いたします。

26.植物の調査位置について【鈴木顧問】【方法書 p.238】

図 4.2-6 の表題が「植物の調査位置」と記されているが、図は位置ではなく「範囲」なので、「植物相・植生の調査範囲と植生調査位置」のような表現がより適切と思う。

※背景の植生図は、環境省自然環境保全基礎調査を基に作成されたものと思うので、その旨の説明と引用をお示しいただきたい。動物や生態系関係の調査位置図も同様に対応願いたい。

・図中に示されている「植生調査地点」は、現存植生図の凡例の配分と発電機の位置から設定されたものと思うが、準備書段階の現地調査での踏査を行う中で、実際に生育している植物群落の植生単位や配分等が環境省植生図と異なってくる場合もあり、その場合は想定していた植生図凡例と異なってしまうこともある。したがって、植生調査の位置は事前に設定した場所にこだわることなく、現場の植生単位とその配分に応じて設定していただきたい。

※自然環境保全基礎調査植生図の凡例は、全国を対象とした共通凡例が使用されており、必ずしも当該地域の状況を適切に現すことができる凡例ではないため、本植生図の凡例をそれに合わせる必要は全くない。当該地域独自の凡例を使用していただきたい。

・改変予定地域に重要種が出現し、移植を検討する必要が生じた場合（移植を勧めるという意味では決してないが）、移植先を検討するためにもその種の生育環境の把握のために、生育地の植生調査を行っていただきたい。また、植物相調査の時にも植生調査を行った方が良い場合もあるので、調査時期に関わりなく、臨機応変の対応をお願いしたい。

図 4.2-6 の表題については、適切な表現となるよう検討いたします。また、背景の植生図については、準備書においては、現地調査で補正した植生図を使用し、凡例、説明及び引用についても、適切に対応いたします。

植生調査地点においては、ご指摘のとおり、現段階では環境省の植生図を基に設定しておりますが、現地状況を踏まえて、位置及び地点数の配分も含め、適宜設定いたします。また、改変予定地域に重要な種が出現した場合については、生育地の環境を記録する等、臨機応変に対応いたします。

27.上位性種について【阿部顧問】【方法書 p.241】

専門家の意見ではクマタカが主体となりそうとのことですが、イヌワシが出現し、環境保全上の課題になることはないでしょうか？その場合は、上位性をイヌワシに切り替えることもある得るのでしょうか？

現地調査においてイヌワシが出現した場合については、環境保全上の課題になることもあるかと考えます。その場合は出現頻度及び出現状況等を考慮し、上位性をイヌワシに切り替える等の対応をすることはございます。

28.典型性種について【阿部顧問】【方法書 p.241】

典型性でカラ類を選定されていますが、樹林地はそれで良いと思いますが、当該地域には草地も広がっているのではないでしょうか？草地に対応した注目種を選定しない理由を教えてください。

カラ類についてはシジュウカラ、ヤマガラ、ヒガラ、コガラ、ゴジュウカラ、エナガとした種を想定しております。生息環境を樹林地に限定することなく出現する可能性が考えられるカラ類と致しました。

29.トレッキングルートの改変の可能性について【近藤顧問】【方法書 p.260】

対象事業実施区域の南端付近に青い点線が入り込んでいるところがありますが、ここは改変される可能性があるのでしょうか。

現時点では対象事業実施区域として広めに設定しておりますが、今後詳細化する改変区域（風力発電機建設ヤード、工事用・管理道路、伐採等）は概ね風力発電機が連なる尾根上の改変に限られ、南東端の風力発電機付近までに限られると考えております。このため、トレッキングルートに重なる可能性は低いと考えております。

30.二酸化炭素排出削減量について【平口顧問】

本事業実施に伴う二酸化炭素排出削減量を評価して下さい。既存電源の代替による削減量に加え、準備書では土地造成の精度が上がっていると思われるので、伐採樹木による二酸化炭素の放出量と、樹木伐採による年間の二酸化炭素吸収量の減少分も推定して下さい。また、建設機械等の燃料消費に伴う二酸化炭素排出量も推定して下さい。

準備書の予測・評価におきましては、伐採に伴う二酸化炭素排出量と二酸化炭素吸収量の減少量、建設機械稼働に伴う二酸化炭素排出量についても検討いたします。

31.陸産貝類の調査について【河村顧問】

文献上の重要種リストに陸産貝類が挙がっていますが、陸産貝類についての調査は行わなくてよいでしょうか？ご検討ください。

ご意見を踏まえ、陸産貝類の現地調査について検討いたします。

32.（追加）大気環境（騒音及び超低周波音、振動）の調査位置について【方法書 p.191】〔非公開〕

騒音及び超低周波音、振動の調査地点について、住宅、道路、測定場所の関係が分かる大縮尺の図（500 分の 1～2500 分の 1 程度）は記載されているか。【方法書チェックリスト No.23】

騒音の調査地点の状況（写真等）が把握できるものとなっているか。【方法書チェックリスト No.32】

※個人宅が特定される可能性があるため、本資料は非公開とさせて頂きます。